別紙１

「電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）年次レポート（案）」に対する意見及び意見に対する考え方

■　意見募集期間 ： 令和7年7月 10 日（木）から令和7年8月8日（金）まで

■　意 見 提 出 数 ： 12 件 （法人・団体：9件、個人：3件）

■　意 見 提 出 者 ： ※意見提出数は、意見提出者数としています。

（意見受付順、敬称略）

1	NTT株式会社
2	株式会社NTTドコモ
3	NTT東日本株式会社
4	NTT西日本株式会社
5	楽天モバイル株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	一般社団法人テレコムサービス協会
8	KDDI株式会社
9	株式会社オプテージ
―	個人（3件）

※　提出意見の要約部分（灰色の網掛け部分）及び頂いた御意見に対する考え方部分においては、各法人の名称について、NTT 株式会社は「NTT 持株」、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社は「NTT 東西」、株式会社 NTT ドコモは「NTT ドコモ」、NTT ドコモビジネス株式会社は「NTT ドコモビジネス」、株式会社 NTT データは「NTT データ」と表記しています。

■　総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見０－１　固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しを要望。 その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）や25年前のMNO間の競争環境に着目して策定された規制・ルール（現在でもなおNTTドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを抜本的に見直すことを要望。		
• 基本的な考え方 電気通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は加速度的に進展しており、音声からデータへの移行、ブロードバンドサービスの拡大、固定通信から移動通信へのシフト等、市場構造は大きく変化し、いまや携帯電話は 2.2 億契約、固定ブロードバンドは 5,000 万契約を超えています。また、スマートフォンの登場により、音声通話サービスはアプリでも提供可能になり、コミュニケーションの中心は SNS やメッセージアプリ等に変わってきています。さらに、音声通話だけでなく、動画視聴や決済、行政手続き等、日常生活の様々なサービスがスマートフォン上のアプリで提供され、国民生活を支えています。 また、従来の固定通信・移動通信というネットワーク市場に閉じた国内事業者間の競争から、現在ではコンテンツやデバイス、プラットフォームといったレイヤー横断的な産業構造に変容し、海外のプラットフォーマーが巨大なプラットフォーム等をバックグラウンドに、自社クラウド基盤上で拠点間の通信サービスを代替することでネットワークレイヤーにも進出する等、競争構造は大きく変化し、国内だけでなくグローバルかつレイヤー横断的な競争が展開されています。 そのため、政府においては、固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しをいただきたいと考えます。 その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC 方式による固定電話の接続料算定等）や 25 年前の MNO 間の競争環境に着目して策定された規制・ルール（現在でもなお NTT ドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとな	○　頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○　なお、移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者については、今後のMNOの収益シェアの推移、モバイル市場の競争状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うことが適当であると考えます。	無

っていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを抜本的に見直していただきたいと考えます。 【NTT 株式会社】		
意見０－２　固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しを要望。 その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを抜本的に見直すことを要望。		
1．基本的な考え方 電気通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は加速度的に進展しており、音声からデータへの移行、ブロードバンドサービスの拡大、固定通信から移動通信へのシフト等、市場構造は大きく変化し、いまや携帯電話は 2.2 億契約、固定ブロードバンドは 5,000 万契約を超えています。また、スマートフォンの登場により、音声通話サービスはアプリでも提供可能になり、コミュニケーションの中心は SNS やメッセージアプリ等に変わってきています。さらに、音声通話だけでなく、動画視聴や決済、行政手続き等、日常生活の様々なサービスがスマートフォン上のアプリで提供され、国民生活を支えています。 また、従来の固定通信・移動通信というネットワーク市場に閉じた国内事業者間の競争から、現在ではコンテンツやデバイス、プラットフォームといったレイヤー横断的な産業構造に変容し、海外のプラットフォーマーが巨大なプラットフォーム等をバックグラウンドに、自社クラウド基盤上で拠点間の通信サービスを代替することでネットワークレイヤーにも進出する等、競争構造は大きく変化し、国内だけなくグローバルかつレイヤー横断的な競争が展開されています。 そのため、政府においては、固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しをいただきたいと考えます。 その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC 方式による固定電話の接続料算定等）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを抜本的に見直していただきたいと考えます。 【NTT 東日本株式会社】	○　頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無

【NTT 西日本株式会社】		

１．電気通信事業分野における市場動向の分析

１－１　重点的検証結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見１－１－１　非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」の構築・拡大が与える影響について、今後も継続的に調査・確認を行うにあたっては、引き続き、市場の状況を適切に把握し、検証会議の構成員の方々との議論を踏まえて、適切に検証することを要望。		
本レポート（案）において、非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」の構築・拡大が与える影響をご確認いただき、「ポイント経済圏によって携帯電話サービスの過度な囲い込みがなされているとまでは言えないが、引き続き状況を注視する」との検証結果になっております。 この点、アンケート結果から「ポイントサービスが携帯電話サービスの利用継続に直ちに影響をもたらしていないことがうかがえる」とされておりますが、一部の MNO からは「ポイント経済圏」を構成するサービスを多く利用することによる解約率の低減や ARPU 向上が説明されており、「ポイント経済圏」は少なからず囲い込みの一要素になっているのではないかと考えております。 今回の検証対象の拡大は、『非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大が移動通信市場に与える影響をはじめ、市場環境の変化に伴い、検証の対象を拡大していく必要がある』とされたことを受けたものであり、今後も継続的に調査・確認が行われるものと受け止めております。 今後も継続的に調査・確認を行うにあたっては、引き続き、市場の状況を適切に把握し、本検証会議の構成員の方々との議論を踏まえて、適切に検証頂きますようお願い申し上げます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○　頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見１－１－２　今後の市場検証においては、例えば「ポイント経済圏を構築する各種サービスの利用が携帯電話サービスの乗り換えを躊躇させる要因となっているか」といった質問を追加するなど、影響の所在をより明確に確認できる検証を実施することを要望。		

• 本レポート案では、仮にポイント経済圏を構築する各種サービスが利用できなくなった場合でも、メインで利用している携帯電話の利用を「継続する」との回答割合が高かったことから、各種サービスの利用がメインの携帯電話の利用継続に直ちに影響をもたらしていないと分析されたと理解しております。 • 一方で、上記の「継続する」という回答理由には、各種サービスの利用有無以外にも様々な要素が影響している可能性があることから、今回のアンケート設問のみでは、各種サービスの利用が携帯電話の乗り換え判断にどの程度影響しているかを的確に把握することは困難であると考えます。 • この点、今後の市場検証においては、例えば「ポイント経済圏を構築する各種サービスの利用が携帯電話サービスの乗り換えを躊躇させる要因となっているか」といった質問を追加いただくなど、影響の所在をより明確に確認できる検証を実施いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見１－１－３ MNOを中心としたポイント経済圏の拡大がMNO-MVNO間の公正な競争環境へ与える影響は現時点でも小さくないものと考えるため、引き続き市場の状況を注視することに賛同。		
• 本レポート案では、仮にポイントサービスが利用できなくなった場合でも、メインで利用している携帯電話の利用を「継続しない」との回答割合が 2 割弱であったことから、ポイントサービスの利用がメインの携帯電話の利用継続に直ちに影響をもたらしていないと分析されたと理解しております。 • この点、携帯電話向け通信サービス市場における MVNO のシェアが 2 割弱であることを考慮すると、MNO を中心としたポイント経済圏の拡大が MNO-MVNO 間の公正な競争環境へ与える影響は現時点でも小さくないものと考えるため、総務省殿において引き続き市場の状況を注視することに賛同いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見１－１－４ 仮にポイント経済圏の構築・拡大が携帯電話サービスの過度な囲い込みにつながった場合には、公正な競争環境への影響が大きいと考えることから、継続的な検証の実施を要望。		
• 本レポート案では、ポイント経済圏を構築する各種サービスが、携帯電話サービスの契約や利用継続に一定の影響を与えていること、また、MNO においては解約率の低下や ARPU の上昇等、具体的な好影響が一定程度みられることが示されたと理解しております。 • 一方で、検証結果の結論として「現時点ではポイント経済圏による携帯電話サービスの過度な囲い込みには至っていない」とされておりますが、ポイント経済圏は利用者ロイヤリティの向上や長期利用を目的の一つとする戦略であることから、今後、ポイント経済圏の拡大が、携帯電話サービスの過度な囲い込みにつながる懸念も否定できないと考えます。	○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無

• この点、仮にポイント経済圏の構築・拡大が携帯電話サービスの過度な囲い込みにつながった場合には、公正な競争環境への影響が大きいと考えることから、総務省殿に継続的な検証を実施いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		

１－２　代替性の分析

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見１－２－１　FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）の間の代替性については、指標を一義的に用いるのではなく、多角的な観点から判断することが適切と考え、以下修正案のとおり追記することを要望。		
FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)の間の代替性については、利用者の居住環境（電波の届かない高層階エリア等）や属性（単身世帯又はファミリー世帯等)、求めるサービス品質によって、そもそも代替になり得ない状況もあり得ます。 加えて、本検証では、価格引上げに対し他サービスへの代替を選択した回答者の割合が10%を僅かに上回る、又は下回るといった場合が存在することを踏まえ、当該指標を一義的に用いるのではなく、多角的な観点から判断することが適切と考えます。 したがって、以下修正案のとおり追記することを要望いたします。 【修正案】 (P57) 「個人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいては、利用中の固定系ブロードバンドサービスが今後10%値上がりすると仮定した場合に、「FTTHを解約してワイヤレス固定BB（共用型）で代用する」との回答は11.3%であり、「ワイヤレス固定BB（共用型）を解約してFTTHで代用する」との回答は15.0%であり、いずれも10%を上回っているため、FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）の間に代替性があると認識されていることがうかがえる。ただし、利用者の住居環境や属性、求めるサービス品質によっては、代替性の認識に一定程度違いがあることには留意が必要である。」 (P307) 「① ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む、固定系ブロードバンドサービス間の代替性利用者アンケートの結果を踏まえた今回の分析によれば、個人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいては、利用中の固定系ブロードバンドサービスが今後10%値上がりすると仮定した場合に、「FTTHを解約してワイヤレス固定BB（共用型）で代用する」との回答は11.3%であり、「ワイヤレス固定BB（共用型）を解約し	○　該当箇所については、電気通信事業分野における市場検証(令和６年度)年次レポート(以下「令和６年度年次レポート」という。）第１編第２章第１節２のシナリオを前提として、FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)の間の代替性に関するアンケートの分析結果を示したものであるため。原案のとおりとします。	無

てFTTHで代用する」との回答は15.0%であり、いずれも10%を上回っているため、FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）の間に代替性があると認識されていることがうかがえる。ただし、利用者の住居環境や属性、求めるサービス品質によっては、代替性の認識に一定程度違いがあることには留意が必要である。」 【ソフトバンク株式会社】		

１－３　固定系データ通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見１－３－１　MNOの勧誘方法や経済利益の提供状況等の実態が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視するとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じることを要望。		
• FTTHの提供形態別の契約数の推移では、2018年度に「卸電気通信役務」型の契約数が「自己設置」型の契約数を上回り、過半数を超える状況となっています。この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「MNOによる固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。 • また、本レポート案によると、NTT東西のサービス卸の卸先事業者数が800者を超える状況にも関わらず、事業者形態別契約数シェアでは依然としてMNOの割合が７割を超える状況となっており、一部のMNOでは廉価プラン利用者向けの光コラボサービスが提供される等、「MNOによる固定通信市場の支配」の傾向がより強まる状況にあると認識しております。 • このような状況が継続すれば、設備設置事業者の設備投資インセンティブは失われるため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備設置事業者が淘汰され、結果としてNTTが設備を独占するようになるのは明らかです。 • この点、MNOの勧誘方法や経済利益の提供状況等の実態が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただくとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○　頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無

１－４　法人向けサービス市場

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見１－４－１　法人向けサービス市場の分析は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でトップクラスの事業者であるNTT東西、NTTドコモグループのNTTドコモビジネス、NTTデータグループのNTTデータ等で構成されるNTTグループの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴うNTTグループの連携状況の変化等について、今後検証することが必要であるとの考え。特にNTTデータグループについては、定点観測に加え、競争状況の詳細把握と影響の検証を多角的・重点的に行うべきとの考え。		

法人向けサービス市場におけるネットワーク市場は、隣接市場であるシステム・インテグレーション（SI）市場から多大な影響を受けることが懸念されます。 法人向けサービス市場の分析は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でトップクラスの事業者※1 である NTT 東西、NTT ドコモグループの NTT ドコモビジネス、NTT データグループの NTT データ等で構成される NTT グループの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴う NTT グループの連携状況の変化等について、今後検証することが必要です。 特に NTT データグループにおいては、公社時代からの社会インフラシステムを引き継ぎ、現在も金融機関や政府機関などといった社会的公共性の高い分野で高いシェアを維持し、全国的な社会インフラ網を保守・運用するベンダーロックイン状態になっていると認識しております。そのため、定点観測に加え、競争状況の詳細把握と影響の検証を多角的・重点的に行うべきと考えます。 ※1　年次レポート（案）の『「WAN サービス市場」事業者別シェアおよび市場集中度の推移』において、NTT 東日本（第 3 位）、NTT 西日本（第 1 位）、NTT コミュニケーションズ（第 2 位）。（令和 5 年度と変化なし） 【KDDI 株式会社】	○　NTTデータグループの組織再編に係る対応等については、「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」の４（３）③「NTTグループの組織再編に係る対応等」のとおり、組織再編に係る影響を検討することとされており、この検討状況を踏まえることが適当と考えます。	無

１－５　研究開発競争の状況の把握

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見１－５－１　研究に関する責務撤廃後のNTT持株の基礎基盤的研究への取組状況を含む研究開発競争の状況を把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行うことについて、賛同。今後の検証にあたっては、国内の電気通信事業者間の研究開発への取組状況を比較する以上に、「国際競争力の強化」を目的としたNTT法改正の効果を重点的に検証することが重要であり、「国際競争力の強化」の効果については、国内の電気通信事業者ではなく、諸外国の主要な通信事業者と比較すべきとの考え。		
「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 20 号）による NTT の研究に関する責務撤廃後の NTT の基礎・基盤的研究への取組状況を継続的に把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行う」ことについて、賛同いたします。 今後の検証にあたっては、国内の電気通信事業者間の研究開発への取組状況を比較する以上に、「国際競争力の強化」を目的とした NTT 法改正の効果を重点的に検証することが重要と考えます。 そのうえで「国際競争力の強化」の効果については、例えば売上高に対する研究開発費の比率の分析、特許出願件数と取得件数の推移、特許の質的な評価（引用、ライセンス、資産価値など）、技術分野別ポートフォリオ、研究開発部門の人員数や構成といった要素について、国内の電気通信事業者ではなく、諸外国の主要な通信事業者と比較すべきと考えます。	○　賛同の御意見として承ります。 ○　頂いた御意見については、今後の市場検証の参考とさせていただきます。	無

【KDDI 株式会社】		

２．電気通信事業者の業務の適正性等の確認

２－１　法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見２－１－１　「大NTTの復活」（事実上の一体化）を背景に、次世代ネットワーク基盤の構築、海外展開の利益やノウハウのグループ内での還元・囲い込みによる市場支配力の増大など、NTTグループの不当な競争力拡大や公正競争の阻害への懸念が解消されないことから、次に掲げる措置を講じる必要があるとの考え。		
「令和６年度検証においては、公正競争条件に反するような行為等は認められなかったが、引き続き、検証を行っていく」（P282）とあるところ、「大 NTT の復活」（事実上の一体化）を背景に、次世代ネットワーク基盤の構築、海外展開の利益やノウハウのグループ内での還元・囲い込みによる市場支配力の増大など、NTT グループの不当な競争力拡大や公正競争の阻害への懸念が解消されないことから、次に掲げる措置を講じる必要があると考えます。 ① 当該検証について、市場検証委員会または同等の組織により継続的に行われるものとし、NTT グループ各社の公正競争条件の遵守状況について、高い客観性・透明性をもって結論を導き出すこと ② 市場検証委員会における確認や上記①の検証において遵守が不十分とされた公正競争条件について、実効性を強化するため、別表 10 に記載の「②各種取引条件等の公平性の担保」及び「③在籍出向及び役員兼任の禁止」等が法定化されていることを踏まえ、必要に応じ同様に法定化するなど規定として明文化すること 【楽天モバイル株式会社】	○　頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無

３．電気通信市場の検証

３－１　今後取り組むべき課題等

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見３－１－１　第二種指定電気通信設備を設置する事業者に係る規律が、相対的にシェアが高いことによる交渉力の差を理由に策定されている趣旨等を踏まえ、禁止行為規制においても、その指定基準の在り方や指定事業者の見直しの検討を要望。		

• モバイル市場での競争の進展に伴い、当社の携帯電話等の契約数シェアは NTT 分社時には 6 割だったものが、現在は 3 割程度（2025 年 3 月時点で 33.9% ※MVNO を除く）の状況にあり、MNO をはじめとする携帯電話事業者間の差は縮小傾向にあります。 • 加えて、法人サービスや OTT サービス、ポイント経済圏等、多層化する市場において、各事業者の創意工夫により多岐に渡るサービスが提供されている状況にあり、電気通信市場並びに取り巻く環境における当社の競争優位性は低減している状況にあると考えます。 • このような状況や、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に係る規律が、相対的にシェアが高いことによる交渉力の差を理由に策定されている趣旨等を踏まえ、禁止行為規制においても、その指定基準の在り方や指定事業者の見直しを検討いただきたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】	○　頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見３－１－２　検証には可能な限り協力していくとの考え。他方で、定点的に状況確認を行う事項や、従来の検証で公正な市場形成に影響を及ぼしていないと評価される事項については、公開情報による状況確認や簡易的なアンケート等、効率的な検証方法の検討を要望。		
• 情報通信市場の発展に向けては、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を後押しする政策の立案により、社会課題の解決等を実現することが必要であることから、検証には可能な限り協力していく考えです。 • 他方で、定点的に状況確認を行う事項や、従来の検証で公正な市場形成に影響を及ぼしていないと評価される事項については、行政及び事業者双方にとって過度な負担とならないよう、公開情報による状況確認や簡易的なアンケート等、効率的な検証方法を検討いただきたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】	○　定点的に状況確認を行う事項や、従来の検証で公正な市場形成に影響を及ぼしていないと評価される事項については、公開情報による状況確認や簡易的なアンケート等、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的な検証に努めます。	無
意見３－１－３　令和７年度以降の電気通信事業者の業務の適正性等の確認に当たっては、既に提出済みの情報や過去のモニタリング等を通じて得られた情報について、事前に総務省内で共有・整理を行った上で、電気通信事業者にとって負担とならないよう配慮することを要望。		
令和 7 年度以降の電気通信事業者の業務の適正性等の確認に当たっては、既に貴省へ提出済みの情報や過去のモニタリング等を通じて得られた情報について、事前に貴省内で共有・整理を行っていただいた上で、電気通信事業者にとって負担とならないようご配慮をお願いいたします。 【ソフトバンク株式会社】	○　令和７年度以降の電気通信事業者の業務の適正性等の確認に当たっては、総務省内の関係部署間と連携し、既に提出済みの情報等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的な実施に努めます。	無
意見３－１－４　移動系通信市場において、サブブランドや廉価プラン、グループ内MVNOを含むMNOグループと独立系MVNOが公正な競争をおこなえているのかを分析・検証する上で、以下の内容等についても確認する必要があるとの考え。なお、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じることを要望。		

• 「移動系通信市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移」(図表Ⅲ-1)によると、MNO のシェアは引き続き高い状況で推移しているとともに、市場の集中度を測る指標である HHI も引き続き高い水準にあることから、移動系通信市場は MNO による協調的寡占への懸念が継続している状況と考えます。 • また、本レポート案では、MVNO のシェアが伸びた旨が示されておりますが、「携帯電話向け通信サービスの契約数の推移」(図表Ⅲ-13) 等によると、携帯電話向け通信サービス全体の契約数が前年同期比で 446 万件増加したうち、MNO5 社で 307 万件の増加に対し、MVNO79 者で 139 万件の増加にとどまっている等の状況を踏まえると、依然として MNO と MVNO の間には大きな競争力の差が存在していると考えます。 • 移動系通信市場においては、多様な事業者の競争による料金の低廉化やサービスの多様化を図っていくため、引き続き MVNO が市場における競争の軸として機能することが重要であり、特に MNO グループと独立系 MVNO の間のイコールフッティングの確保が重要となることから、両者間で公正な競争をおこなえているのかを検証・分析する必要があると考えます。 • この点、MNO はサブブランドや廉価プラン、グループ内 MVNO において、独立系 MVNO と近接する料金でメインブランドと同等品質のサービスを提供していることを踏まえ、以下の内容等についても併せて確認する必要があると考えます。 ➢ MNO の契約数シェアのうち、MNO グループにおけるサブブランドや廉価プランの契約数がそれぞれどれだけ占めているか。 ➢ MVNO の契約数シェアのうち、MNO グループ内 MVNO と独立系 MVNO の契約数がそれぞれどれだけ占めているか。 ➢ MNO グループについて、サブブランドや廉価プラン、グループ内 MVNO の内訳を明らかにした上で、MNO グループと独立系 MVNO のサービス間で契約者の乗り換えが定量的にどの程度発生しているか。 • なお、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見３－１－５ 法人向けサービス市場において、IoT市場の動向を分析する際には以下の内容等についても把握し、MNOとMVNO間の競争状況を確認することを要望。公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じることを要望。		
• 法人向けサービス市場においては、ネットワークだけでなくネットワークとソリューションをセットにしたトータルソリューションとしての提供が顧客ニーズの充足に資すると考えられるところ、ネットワーク単体で提供される場合とトータルソリューションで提供される場合を想定して検証することが重要であると考えます。 • この点、IoT 機器接続用途については、本レポート案において、調達先事業者候補	○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無

の上位を MNO が占めていることや、クラウド市場では仮に MNO が市場シェアの高いクラウド事業者と提携する場合に排他的な市場環境を作り出す可能性が考えられること等を踏まえると、その動向を注視いただく必要があります。 • 特に法人向けの IoT サービスにおいては、回線数規模等に応じた相対契約で提供される場合もあり、このうち大型案件については価格競争が激しくなることから、MNO 自身が基本料や接続料を含む卸料金を下回るような料金水準にてサービス提案を行う場合が存在する可能性があると考えております。仮にそのような状況となった場合、MVNO では実現困難な料金水準であることから、価格面で競争力を有することができず、IoT 市場における MVNO の淘汰や MNO グループの協調的寡占につながり、その結果として、料金の高止まりやサービスの横並びなど利用者利便を大きく損ねることが懸念されます。 • この点、MNO と MVNO 間でのイコールフッティングの確保が求められるところ、IoT 市場の動向を分析いただく際には以下の内容等についても併せて把握いただき、MNO と MVNO 間の競争状況を確認いただくことを要望いたします。 ➢ 提供主体別の IoT サービスの標準価格と提供価格、および値引き率 ➢ １案件における回線数規模感 • なお、いずれの市場においても公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		

４．その他

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見４－１　令和６年度年次レポートの概要版の作成予定の有無について質問。		
一読した限りにおいて、大変有益な情報と思料するも、６２５ページの大部すぎて通読／精読は困難である。 本レポートの概要版の作成予定はないのか。回答願う。 【個人１】	○　令和６年度年次レポートの概要版を作成することは予定しておりませんが、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
意見４－２　ポイントや一時的な特典だけでなく、安心・安全・合理性に根ざしたサービス・政策運営を要望。		

近年、国内の通信・金融サービス分野では「ポイント経済圏」による囲い込み競争が激化しており、たとえば楽天グループは2024年度末時点で証券・銀行・EC・携帯など横断的なサービス利用者数が1,400万人を超え、楽天証券の口座数も900万件を突破しています（楽天グループIR、2024年）【web調査】。 総務省の2024年度利用者アンケートでは、メインで利用するポイントに「楽天ポイント」を挙げたユーザーは全体の約39%、dポイントやPontaポイントなど複数のポイントサービスを併用する層も52%に上るとされています。 しかし、「ポイント還元だけでサービス選択を決めるユーザーは半数に満たない」という実態も明らかになっています。 同じく総務省アンケートでは、「サービスの信頼性・事故時の対応・情報セキュリティ」を選択基準として重視すると回答したユーザーが全体の43.7%にのぼります（複数回答）。またMMD研究所2023年調査でも、「ポイント」よりも「安心感」「カスタマーサポート」など“本質的価値”を重視するユーザー層が無視できない割合を占めていることが報告されています。 2024年6月に発生した楽天証券のハッキング事件では、被害件数は公表ベースで数百件規模、被害額は1件あたり数十万円？数百万円とされ、 野村證券などの実店舗型証券会社は速やかに全額補償方針を表明しましたが、楽天証券は本日現在（2025年7月時点）補償方針を公式に表明していません（証券取引等監視委員会報道、各社公式HP）。 SBI 証券においても、補償を巡りユーザーから民事訴訟が起こされているとの報道が確認されています（ITmediaニュース、2025年6月）。 証券取引等監視委員会（SESC）は「証券会社には被害者への補償責任がある」と公式見解を出しているにも関わらず、ネット証券各社で補償対応・説明責任に大きな格差が見られます。これは、ネット証券利用者が2024年度時点で1,700万人を超え（日本証券業協会）、社会的影響も無視できない水準にあることを踏まえても重大な問題です。 一方、通信分野では、ドコモ・KDDI・ソフトバンクともに4G対応ガラケーを新規投入していますが、主要な行政・医療・金融サービスはスマートフォン対応を前提に設計されています。 ガラケー新機種投入は、周波数や開発リソースの非効率な分散、サポートコストの増大、DX推進との整合性欠如といった政策的矛盾も大きいと考えます。 【要望】	○　参考の御意見として承ります。	無

ポイント経済圏施策偏重から脱却し、安全性・信頼性・事故時補償体制をサービス選択の中心軸としてください。 補償対応・説明責任の水準を全事業者で標準化し、ユーザー保護を最優先するルール整備を進めてください。 ガラケーなど旧態端末投入を「ニーズがあるから」と漫然と続けるのではなく、スマホ移行支援とインフラ最適化による社会的利益の最大化を図ってください。 周波数・リソース配分や政策の一貫性に基づき、「現状維持」ありきではない未来志向のインフラ設計を推進してください。 ポイントや一時的な特典だけでなく、安心・安全・合理性に根ざしたサービス・政策運営が今こそ求められていると考えます。 （参考データ：楽天グループ IR、総務省「電気通信事業分野における市場検証」2024 年度、MMD 研究所 2023、証券取引等監視委員会公式発表、日本証券業協会 2024 年統計、ITmedia 等各種報道） 【個人２】		
意見４－３　楽天モバイルにだけ与えられているプラチナバンドの帯域が狭いことに総務省の悪意が感じられ、天下りの温床になってないかとの質問。		
楽天モバイルにだけ与えられているプラチナバンドの帯域が狭いことに総務省の悪意が感じられる。天下りの温床になってないか 【個人３】	○　本件は、令和６年度年次レポート（案）について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。	無